

■【トピックス】  
東京都知事辞任！



マスコミを騒がせ続けていた舛添都知事がついに辞任しました。舛添氏自身は、7月に開催されるブラジルのリオ・オリンピックと、次に開催される東京オリンピックに強いこだわりがあったようですが、辞任へ追い込まれました。

しかも、東京都議会と与党は百条委員会の設置を拒否し疑惑の解明にふたをしました。辞任すれば許すという選択をしたようですが、再発防止の観点からもそれでよかったのでしょうか？

■【ビジネス・アイ】  
外国人からの土地購入！

- 社長 「中国は不況だって雑誌なんかではよく書かれているけど、中国からの観光客は相変わらずたくさん来ている感じだね」
- 花野 「そうですね。相変わらず東京や大阪のホテルは予約を取りづらいですね」
- 社長 「聞くところによると、中国人が日本の不動産を結構買っているようだね」
- 花野 「東京や大阪では、盛んに売買されているみたいですね」
- 社長 「やっぱり、そうなんだ。でも東京オリンピックが終わったら、一斉に売りに出たりするかもしれないね」
- 花野 「投機で買われている分は、危ないかもしれないですね」
- 社長 「中国人が損して売る分には、税金もなにも関係ないかもしれないけどね」
- 花野 「必ずしもそういう訳ではないですよ。日本人が外国人から土地を買う場合には、注意が必要なんです」
- 社長 「それって、どういうこと？」
- 花野 「日本に住んでいない外国人から取引の場合、売主の外国人に儲けが出たかは関係なしに、譲渡対価に対して10.21%の源泉徴収をしないといけないんですよ」
- 社長 「そうなんだ！全然知らなかったよ。今後は外国人との不動産売買が増えそうだから注意しないといけないね」

■【今月のキーワード】  
土地譲渡対価に対する源泉徴収

非居住者や外国法人から日本国内にある土地を購入して、土地代金を支払う場合には、10.21%の税率で所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。一般のサラリーマンであっても源泉徴収義務者になります。ただし、個人の方が自分や親族の居住のために購入する場合には、その土地等の譲渡対価が1億円以下であるときは支払の際に源泉徴収しなくてもよいことになっています。なお、源泉徴収した税金は、支払った月の翌月の10日までに納付する必要があります。

■【今月の1冊】  
『引越し大名三千里』  
土橋 章宏 著  
ハルキ文庫 ¥600

平和な江戸時代、時の権力（幕府）により大名は国替えを強いられました。外様大名だけでなく、親藩大名も例外ではありません。

この本は、徳川家の別格親藩大名でありながら、7回も国替えさせられた越前松平藩の物語です。莫大なコストをどうするのか？資金調達はどうするのか？そのまま現代のビジネスに当てはめて考えることができます。



■【編集後記】

公認会計士協会東海会の第50回定期総会が6月10日に開催されました。そこで副会長に選任されました。任期は3年です。主に非営利分野と中小企業分野を担当します。これまでより会務で忙しくなりそうです（^^）

『経営のセカンド・オピニオン』vol.112（毎月1日発行）

- 定価：2,400円/年 ●発行日：2016.7.1 ●発行人：花野康成
  - 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F  
TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808  
<http://homepage3.nifty.com/binspire/>